

株式会社ドリームカンパニー 事業者応援プラン

事業者会員規約 および 同意書



- 1: 株式会社ドリームカンパニー（以下、ドリーム社）のビジネス会員A または ビジネス会員B は、ドリーム社が運営する事業者応援プランに参加し、自らが行う事業をPRすることができる。
- 2: ビジネス会員登録者と参加事業の代表は、同一であることを条件とする。ビジネス会員がPRするのは1つの事業のみとする。
- 3: 事業者会員は、ドリーム社 およびグループ会社である 株式会社フォーチュンインターナショナル（以下、フォーチュン社）共通のPR用ホームページにて、自らの事業内容を掲載するものとする。また、参加事業者名簿はドリーム社およびフォーチュン社のビジネス会員に公表される。
- 4: 事業者会員は、PRする事業に関して、ドリーム社およびフォーチュン社のビジネス会員向けにマージン（%）を設定し公表するものとする。
- 5: PRされた事業において、購入またはサービスの利用等を行ったドリーム社およびフォーチュン社のビジネス会員（以下、利用会員）へは、それぞれが登録する会社（ドリーム社またはフォーチュン社）を介してマージンが還元される。
- 6: 利用会員は、事業者会員から発行された領収書を、利用会員の登録する会社へ領収書の発行日から60日以内にFAXするものとする。
- 7: 受け付けた領収書は月末で締められ、領収書の合計金額 × マージン（%）の金額を、事業者が登録する会社が事業者会員へ請求する。
- 8: 請求書は締めた翌月の10日前後に事業者会員宛に発送される。
事業者会員は請求書が郵送された月内に、請求分を指定の口座に入金するものとする。
また、上記の入金はVISA または Master のカード決済を利用することも可能。
※事業者会員登録申込みの際に、振込かカード決済を選択するものとする。
- 9: 事業者会員は、アクティブ会員であることを条件とする。
- 10: 事業者会員は、登録する会社に書面にてその意思を伝えることにより、事業者会員の解約をすることができる。その場合、解約した月度発行の領収書は有効となるので、解約月後も最大3ヶ月は請求が発生した際には規定通りの入金をするものとする。
※ビジネス会員の解約を同時に行う場合も上記に準ずる。

株式会社ドリームカンパニー 殿

私は、上記会員規約を十分に理解し、事業者応援プランに参加いたします。

年 月 日

(名称・屋号)

印

(代表者氏名)

印